

障がい者雇用拡大支援事業補助金

令和6年度事業 秋田市

障がい者雇用の拡大と定着を図ることを目的として、障がいのあるかたを雇用し今後も採用意欲のある企業へ環境整備費用を補助します。

1 対象者

障がいのあるかたを雇用(採用内定を含む)し、
法定雇用率(2.5%)を達成している市内事業者

※従業員が40人未満の事業主は、障がい者を1名雇用(採用内定)していれば対象です。

2 対象事業

- ① 業務スペース・トイレ・休憩室等の増改築等
- ② 職員駐車場・構内通路等の改修整備
- ③ 業務やコミュニケーション等に必要な機器の購入、改造 など

※対象障がい者がその障がい特性を克服し、就労を容易または快適にするためのものに限りません。

※国や県、その他公共団体からの補助金等と併用はできません。

3 補助率 中小企業又は同規模の法人 ⇒ 対象経費の1/2
大企業又は同規模の法人 ⇒ 対象経費の1/3

※国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人等は対象外です。

4 補助額 上限200万円

5 申請要件 1企業につき年度内1回

※同一事業所1回限りとしますが、新たに障がい者を雇用した場合は申請可能です。

6 申請期限 令和7年1月31日

7 その他 ・令和7年2月28日まで実績報告ができるものに限りません。
・予算に達し次第、受付を終了します。

令和6年4月発行

◆◆◆どうぞお気軽にお問合わせください◆◆◆

秋田市産業振興部企業立地雇用課 雇用労働担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1(3階 窓口3-7)

電話 018-888-5734 / FAX 018-888-5732

E-mail : ro-inbl@city.akita.lg.jp

市のホームページ



【障がい者雇用拡大支援事業補助金の申請書類】

※申請書類は、ホームページからダウンロードできます。

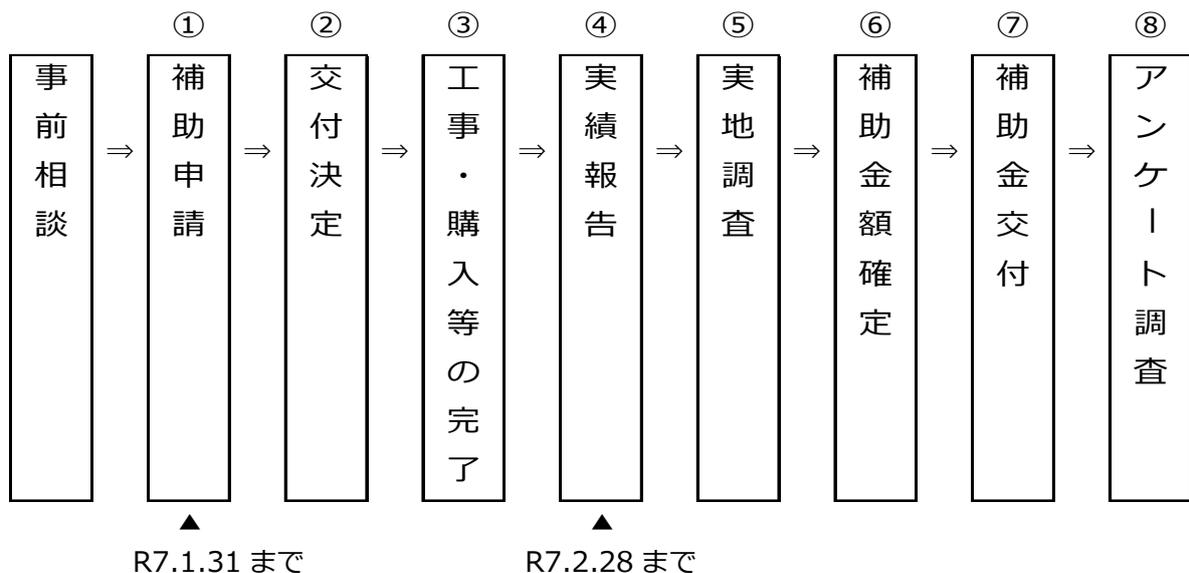
補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付してください。

- 1 雇用状況申告書および事業計画書（別紙1）
- 2 誓約書（別紙2）
- 3 法人登記事項証明書の写し
- 4 対象障がい者の障害者手帳等の写し
- 5 対象障がい者の雇用契約書又は採用内定通知書等の写し
- 6 補助対象経費の見積内訳書等および施工計画図面等の写し（任意様式）
- 7 補助対象事業を行う土地、建物の全景および施工箇所の着工前の写真
- 8 建物等の所有、使用する権利等を確認することができる書類
- 9 納税証明書（市税に未納がない証明書）

※備品の購入・改造のみの場合は7、8不要

※その他必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【申請の流れ】



インターネット

秋田市障がい者雇用拡大支援事業

検索